

環境保護税法

2016年12月25日第12期全国人民代表大会常務委員会第25回会議採択
同日国家主席令第61号により公布 2018年1月1日施行

目次

第1章	総則
第2章	税計算根拠及び課税税額
第3章	税収の減免
第4章	徴収管理
第5章	附則

第1章 総則

第1条 環境を保護し、及び改善し、汚染物の排出を減少させ、かつ、生態文明建設を推進するため、この法律を制定する。

第2条 中華人民共和国の領域及び中華人民共和国の管轄するその他の海域において直接に環境に対し課税汚染物を排出する企業・事業単位その他の生産・経営者は、これを環境保護税の納税者とし、この法律の規定により環境保護税を納付しなければならない。

第3条 この法律において「課税汚染物」とは、この法律に添付された「環境保護税税目・税額表」及び「課税汚染物及び当量値表」所定の大気汚染物、水汚染物、固体廃物及び騒音をいう。

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合には、直接に環境に対し汚染物を排出することに属さず、相応する汚染物の環境保護税を納付しない。

(1) 企業・事業単位その他の生産・経営者が法により設立された污水集中処理又は生活ごみ集中処理場所に対し課税汚染物を排出するとき。

(2) 企業・事業単位その他の生産・経営者が国及び地方の環境保護標準に適合する施設又は場所において固体廃物を貯蔵し、又は処置するとき。

第5条 法により設立された都市・農村污水集中処理又は生活ごみ集中処理場所が国及び地方所定の排出標準を超えて環境に対し課税汚染物を排出する場合には、環境保護税を納付しなければならない。

2 企業・事業単位その他の生産・経営者は、固体廃物を貯蔵し、又は処置する場合において、国及び地方の環境保護標準に適合しないときは、環境保護税を納付しなければならない。

第6条 環境保護税の税目及び税額については、この法律に添付された「環境保護税税目・税額表」により執行する。

2 課税大気汚染物及び水汚染物の具体的適用税額の確定及び調整については、省、自治区又は直轄市の人民政府が当該地区の環境許容能力、汚染物排出の現状及

び経済社会生態発展目標要求を統一して考慮し、この法律に添付された「環境保護税税目・税額表」所定の税額範囲内において提出し、同級の人民代表大会常務委員会に報告して決定を受け、かつ、全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告してファイリングする。

第2章 税計算根拠及び課税税額

第7条 課税汚染物の税計算根拠は、次の方法に従いこれを確定する。

- (1) 課税大気汚染物については、汚染物排出量を換算した汚染当量数に従い確定する。
- (2) 課税水汚染物については、汚染物排出量を換算した汚染当量数に従い確定する。
- (3) 課税固体廃物については、固体廃物の排出量に従い確定する。
- (4) 課税騒音については、国の定める標準を超えるデシベル数に従い確定する。

第8条 課税大気汚染物又は水汚染物の汚染当量数については、当該汚染物の排出量を当該汚染物の汚染当量値により除することにより計算する。各種課税大気汚染物又は水汚染物の具体的汚染当量値については、この法律に添付された「課税汚染物及び当量値表」により執行する。

第9条 各排出口又は排出口のない課税大気汚染物については、汚染当量数の大から小に至る排列に従い、上位三項目の汚染物について環境保護税を徴収する。

2 各排出口の課税水汚染物については、この法律に添付した「課税汚染物及び当量値表」に従い、第1類水汚染物及びその他類水汚染物を区分し、汚染当量数の大から小に至る排列に従い、第1類水汚染物については上位五項目に従い環境保護税を徴収し、その他類水汚染物については上位三項目に従い環境保護税を徴収する。

3 省、自治区又は直轄市の人民政府は、当該地区の汚染物排出減少の特段の必要に基づき、同一の排出口につき環境保護税を徴収する課税汚染物の項目数を増加させることができ、同級の人民代表大会常務委員会に報告して決定を受け、かつ、全国人民代表大会常務委員会及び国務院に報告してファイリングする。

第10条 課税大気汚染物、水汚染物又は固体廃物の排出量及び騒音のデシベル数については、次の方法及び順序に従い計算する。

- (1) 納税者が国の規定及びモニタリング規範に適合する汚染物自動モニタリング設備を据え付けて使用する場合には、汚染物自動モニタリング・データに従い計算する。
- (2) 納税者が汚染物自動モニタリング設備を使用のために据え付けていない場合には、モニタリング機構の発行する国の関係規定及びモニタリング規範に適合するモニタリング・データに従い計算する。
- (3) 排出汚染物の種類が多いこと等の原因によりモニタリング条件を具備しない場合には、国務院の環境保護主管部門所定の汚染排出係数及びマス・バランス計算方法に従い計算する。
- (4) 前三号所定の方法に従い計算することのできない場合には、省、自治区又は直轄市の人民政府の環境保護主管部門の定めるサンプル抽出測算の方法に従い査定して計算する。

第11条 環境保護税の課税税額については、次の方法に従い計算する。

- (1) 課税大気汚染物の課税税額については、汚染当量数に具体的適用税額を乗ずる方法とする。
- (2) 課税水汚染物の課税税額については、汚染当量数に具体的適用税額を乗ずる

方法とする。

- (3) 課税固定廃物の課税税額については、固体廃物排出量に具体的適用税額を乗ずる方法とする。
- (4) 課税騒音の課税税額については、国の定める標準を超えるデシベル数が対応する具体的適用税額とする。

第3章 税収の減免

第12条 次の各号に該当する場合には、環境保護税の徴収を暫定的に免除する。

- (1) 農業生産（規模化養殖を含まない。）が課税汚染物を排出するとき。
 - (2) 自動車、鉄道機関車、非道路移動機械、船舶及び航空機等の流動汚染源が課税汚染物を排出するとき。
 - (3) 法により設立された都市・農村污水集中処理又は生活ごみ集中処理場所が相応する課税汚染物を排出する場合において、国及び地方所定の排出標準を超えないとき。
 - (4) 納税者が総合利用する固体廃物が国及び地方の環境保護標準に適合するとき。
 - (5) 国務院が免税を承認するその他のとき。
- 2 前項第(5)号の免税規定については、国務院が全国人民代表大会常務委員会に報告してファイリングする。

第13条 納税者が排出する課税大気汚染物又は水汚染物の濃度値が国及び地方所定の汚染物排出標準を100分の30下回る場合には、軽減された100分の75の割合に従い環境保護税を徴収する。納税者の排出する課税大気汚染物又は水汚染物の濃度値が国及び地方所定の汚染物排出標準を100分の50下回る場合には、軽減された100分の50の割合に従い環境保護税を徴収する。

第4章 徴収管理

第14条 環境保護税については、税務機関が「税収徴収管理法」及びこの法律の関係規定により徴収管理する。

- 2 環境保護主管部門は、この法律及び環境保護に関する法律・法規の規定により汚染物に対するモニタリング管理につき責任を負う。
- 3 県級以上の地方人民政府は、税務機関、環境保護主管部門その他の関連単位が分業して協力する業務メカニズムを確立し、環境保護税徴収管理を強化し、税金を遅滞なく満額で国庫に入れることを保障しなければならない。

第15条 環境保護主管部門及び税務機関は、税にかかわる情報共同享有プラットフォーム及び業務協力学メカニズムを確立しなければならない。

- 2 環境保護主管部門は、汚染排出単位の汚染排出許可、汚染物排出データ、環境違法及び行政処罰を受けた状況等の環境保護関連情報を定期的に税務機関に送付しなければならない。
- 3 税務機関は、納税者の納税申告、税金入庫、減免税額、滞納税金及びリスク疑問点等の環境保護税の税にかかわる情報を定期的に環境保護主管部門に送付しなければならない。

第16条 納税義務発生の際は、納税者が課税汚染物を排出した当日とする。

第17条 納税者は、課税汚染物排出地の税務機関に対し申告して環境保護税を納付しなければならない。

第18条 環境保護税については、月ごとに計算し、四半期ごとに申告して納付する。固定期間に従い計算して納付することのできない場合には、その都度申告し

て納付することができる。

- 2 納税者は、申告して納付する場合には、税務機関に対し排出する課税汚染物の種類及び数量、大気汚染物又は水汚染物の濃度値並びに税務機関が実際上の必要に基づき納税者に報告・送付するよう要求するその他の納税資料を報告・送付しなければならない。

第 19 条 納税者は、四半期ごとに申告して納付する場合には、四半期終了の日から 15 日以内に、税務機関に対し納税申告手続をし、かつ、税金を納付しなければならない。納税者は、その都度申告して納付する場合には、納税義務発生の日から 15 日以内に、税務機関に対し納税申告手続をし、かつ、税金を納付しなければならない。

- 2 納税者は、法によりありのままに納税申告手続をし、申告の真実性及び完全性について責任を引き受けなければならない。

第 20 条 税務機関は、納税者の納税申告データ資料について環境保護主管部門の送付する関連データ資料との対比をしなければならない。

- 2 税務機関は、納税者の納税申告データ資料が異常であり、又は納税者が所定の期限どおりに納税申告手続をしなかったことを発見した場合には、環境保護主管部門に対し再審査をするよう要請することができる。環境保護主管部門は、税務機関のデータ資料を接受した日から 15 日以内に税務機関に対し再審査意見を発行しなければならない。税務機関は、環境保護主管部門の再審査のデータ資料に従い納税者の課税税額を調整しなければならない。

第 21 条 第 10 条第(4)号の規定により汚染物排出量を査定して計算する場合には、税務機関が環境保護主管部門とともに汚染物排出の種類、数量及び課税税額を査定する。

第 22 条 納税者が海洋工事に従事し中華人民共和国の管轄する海域に対し課税大気汚染物、水汚染物又は固体廃物を排出する場合において、環境保護税を申告して納付する具体的弁法は、国务院の税務主管部門が国务院の海洋主管部門とともにこれを定める。

第 23 条 納税者並びに税務機関又は環境保護主管部門及びその業務人員がこの法律の規定に違反した場合には、「税収徴収管理法」、「環境保護法」及び関係する法律・法規の規定により法律責任を追及する。

第 24 条 各級人民政府は、納税者が環境保護建設投入を拡大するのを奨励し、納税者が汚染物自動モニタリング設備に用いる投資について資金及び政策的支持を与えなければならない。

第 5 章 附則

第 25 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「汚染当量」とは、汚染物又は汚染排出活動の環境に対する有害程度及び処理に係る技術経済性に基づき、異なる汚染物の環境に対する汚染を衡量する総合性指標又は計量単位をいう。同一媒体の同一汚染当量の異なる汚染物の汚染程度は、基本的に相当する。
- (2) 「汚染排出係数」とは、正常な技術経済及び管理条件の下において、生産単位の製品が排出すべき汚染物量の統計平均値をいう。
- (3) 「マス・バランス計算」とは、物質質量保存法則に基づき生産過程において使用した原料、生産した製品及び生じた廃物等について測算をする 1 種の方法を

いう。

第26条 直接に環境に対し課税汚染物を排出する企業・事業単位その他の生産・経営者は、この法律の規定により環境保護税を納付するほか、もたらした損害について法により責任を引き受けなければならない。

第27条 この法律施行の日から、この法律の規定により環境保護税を徴収し、汚染排出費を徴収しない。

第28条 この法律は、2018年1月1日から施行する。

付表1：環境保護税税目・税額表（省略）

付表2：課税汚染物及び当量値表（省略）

（中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所